協議・報告事項

コミュニティバス「四季めぐり号」の運行系統の変更等について

1 運行概要

(1) 路線定期運行 二俣川駅~本村町~四季美台~今川町~鶴ヶ峰駅付近

(2) 運行距離 約3.7km (二俣川駅方面行き)、約4.3km (鶴ヶ峰駅方面行き)

(3) 運行時間 平日 午前9時台~午後6時台 土日祝日 運休

(4) 運行間隔 約50分間隔

(5) 所用時間 約10分(二俣川駅前~親睦会東)、約8分(スーパー三和~第二公園前)

(6) 運賃 普通運賃 300 円 (未就学児は、無料)

割引運賃 回数券

2 運行内容変更にかかる当会議への付議(平成24年度地域公共交通会議協議済事項)

<u>運行経路、</u>運賃等、運行計画の変更については、当会議に諮り、協議を経た上で、決定する。 ただし、運行回数、運行時刻、運行日(土休日の取り扱い)、運行経路の短縮等、運行計画の軽 微な変更については、実施後、当会議に報告するものとする。

3 協議内容

(1) 運行経路の変更(資料2-1 運行路線図)

一部の区間(親睦会中腹~親睦会西)において、走行方向を変更します。

※ダイヤの変更はありません

【参考:地域の意見】

- ・親睦会西のバス停において、歩道で安全に待機及び乗降できるようにしてほしい
- ・1時間1本程度と運行本数が少ないので、利用者の混乱はないと考えている
- (2) 運行日に係る運行計画の変更について土休日に加え、1月2日、3日を運休日に追加します。
- (3) 協議・報告事項の変更(明確化)について

運行内容の変更に係る当会議への付議事項の規定が、路線毎に異なっている状況にあるため、以下の通り本路線の付議事項を変更し、他の路線と共通にします。

・変更(案)下線が変更部分

路線の休止、廃止及び運賃、使用車両の形状、定員など事業計画の変更が必要となる場合は、当会議に諮り協議を経た上で、国に申請する。

また、コミュニティバス「四季めぐり号」運行に係る協定書第8条に基づき、やむを得ず廃止する場合には、利用状況、収支状況等廃止理由を付して、当会議に諮り、協議を経た上で、決定する。

ただし、運行回数や運行時刻の変更など運行計画の変更は、実施後、当会議へ報告する。

· 新旧対照表

	協議事項	報告事項 (実施後)
新	路線の休止、廃止及び運賃、使用車両の形 状、定員など事業計画の変更	<u>運行回数や運行時刻の変更など</u> 運行計画 の変更
Ħ	運行経路、運賃等、運行計画の変更	運行回数、運行時刻、運行日(土休日の取り扱い)、運行経路の短縮等、運行計画の 軽微な変更

4 報告事項

- (1) バス停名称の一部変更について(資料 2-1 運行路線図) 平成 26 年 6 月 2 日から「ザ・プライス」から「スーパー三和」にバス停の名称を変更しました。
 - (2) 平成27年年始については、以下の平日についても運休としました。 ・平成27年1月2日(金)
 - (3) 最近の取り組み

ア 広報、啓発、PR (資料2-2)

- ・コミュニティバス「四季めぐり号」運行委員会の定期開催(月1回、運行事業者を交えて実施)
- ・「四季めぐり号」便り発行(月1回、利用者数グラフ及びニュースを回覧板にて広報)
- ・利用実績(グラフ)の車内掲載
- イ 利用促進、新規利用者獲得に向けた取り組み(資料2-2)
- ・ 車内展覧会の開催
- ・体験乗車モニタリング、アンケート(調整中)
- ・利用動向等の調査に係るアンケート(調整中)
- ウ 協賛・広告獲得
- ・協替獲得の取り組み(資料2-2、2-3)
- エ 運行への協力(資料2-2)
- ・安全運行支援(走行状況の情報共有等)
- ・定時運行支援 (利用マナー向上等)

【参考】 主な経緯と利用状況

本格運行開始後も、採算ライン130人を目標に、地元(コミュニティバス「四季めぐり号」運行委員会)、事業者、市にて定期的に会合を持ち、連携した取り組みを進めています。

(1) 経緯

平成20年6月 地域組織(旭中央地区コミュニティバス等検討委員会)が設立

平成22年1月 事業予定者を二重交通(株)に決定

平成22年4月2日 試験運行開始

平成24年12月19日 横浜市地域公共交通会議での協議

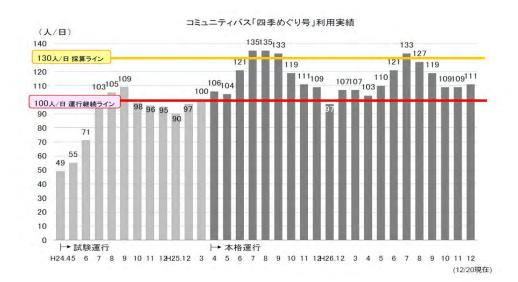
平成25年4月1日 本格運行開始(一部ルート延伸、新規バス停設置)

平成25年6月 車両ステップを設置(保安基準緩和認定を受けて)

平成25年9月2日 回数券導入

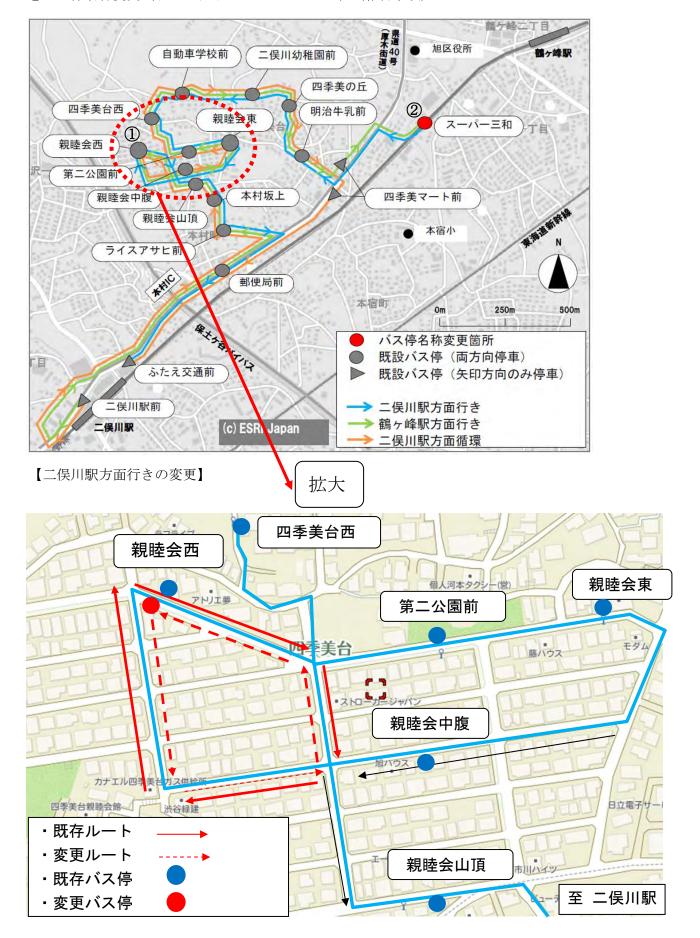
平成26年6月2日 ザ・プライスからスーパー三和にバス停の名称を変更。

(2) 利用状況



運行路線図

- ①走行方向の変更 (親睦会中腹~親睦会西) (協議内容)
- ②バス停名称変更 (ザ・プライス→スーパー・三和 (報告事項)

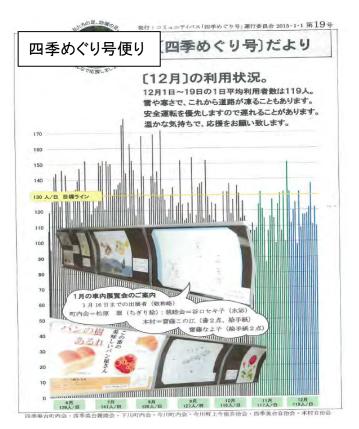


(3) 最近の取り組み

ア 広報・啓発・PR







イ 利用促進 ウ 協賛・広告獲得 エ 運行への協力







テーマ型共創フロント 募集シート

■提案の募集内容について

募集テーマ 提案の募集対象 (テーマに関連する

事業等の概要)

コミュニティバス「四季めぐり号」の利用促進に向けたアイディア募集

【名称、概要、場所、その他データ等】

コミュニティバス「四季めぐり号」は旭区四季美台・今川町・本村町地区と相鉄線二俣川駅・鶴ヶ峰駅を結ぶ小さなバスです。公共交通の導入を切望していた地域住民が「横浜市地域交通サポート事業」を活用し、運行事業者の参画による1年間の試験運行を経て、平成25年4月1日より本格運行を実施しています。

本格運行後およそ1年半が経過し様々な課題も見えてくる中、安定的に 利用者数を確保する方策が求められる状況にあります。

(参考) 横浜市地域交通サポート事業

http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/plan/chiiki/

(参考) コミュニティバス「四季めぐり号」

http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/plan/chiiki/asahi-bus/ http://www.city.yokohama.lg.jp/asahi/madoguchi/kusei/kikaku/combus/

提案を募集する 背景・課題

【背景】

現在の横浜市における地域交通政策においては、これまでの取組みから得られた知見や、持続可能性を鑑み、「地域交通サポート事業」により、地域活動による公共交通の確保を支援しています(運行経費への赤字補てんは実施していません)。当該地区においても、地域住民と運行事業者と横浜市との対等な立場に基づく協定を締結し、乗客減少時の運行停止条件や地域住民自ら運行継続に尽力する役割分担等を定め、運行が行われています。 【現在の自主運用上の課題】

① 目標未達成及び乗降客の偏り

目標とする平均利用者数を 130 人/日と設定していますが、残念ながら 夏季以外は達成できていません。

また、乗客定員が13名と少ないため、午後一番の買い物帰りと思われる乗客により定員超過で続行車が必要となる時間帯がある一方、全くの空車となる場合もあるように時間帯により乗客数の偏りも課題となっています。

② 料金面

四季めぐり号は定員が少ないため、運賃は一回乗車 300 円と近隣の路線バス運賃より割高となっています。利便性向上を狙い、一回あたりの料金が安くなる回数券を導入するも、料金がネックとなり利用したくても我慢する方もいらっしゃるようです。

③ 潜在的利用者の掘り起こし

毎月発行のニュース(町内会回覧板が媒体)を通じた周知活動は継続 実施していますが、潜在的な利用者をさらに掘り起こすことが必要です。

募集対象

■ 公民連携の提案及び連携事業者の募集

※チェックのついたもの が、今回の募集の対象 です ⇒テーマに関する公民連携の提案・アイディア及び連携事業者の両者 を募集するものです。

□ 公民連携の提案のみの募集

⇒横浜市が今後の事業等の方針や仕様を定めるために、テーマに関する公民連携の提案・アイディア等のみを募集するものであり、連携 事業者を募集するものではありません。

横浜市が希望する 提案について

上記のコミュニティバス「四季めぐり号」の運行に係る課題を解決する 提案全般、および自社の企画・協力により「四季めぐり号」の利便性向上・ 運行支援等に資する提案全般を募集します。

	יו
想定する提案の例	次に挙げるような提案など
	・効率的な運行の実施や利用者数の平準化
	・回数券(既に販売中)の活用
	・バスの運行や運行機材、バス事業への協賛・協力等
	・事業や利用促進に係る広報、利用者の掘り起こし
	その他利用促進につながる内容 など

■提案にあたっての条件

■提案にあたっての条件		
募集期間	随時	
実施予定時期	随時	
提案の形式	様式3の【提案シート】をご提出ください。 ※提案シートの他、企画書や関連資料の添付も可です	
提案の選定方法 ※チェックのある方法で 選定します	■特に選定をしません(提案内容が妥当であれば採用数を絞込まない) □審査等による選定等を実施(提案内容等を審査・選定し採用数を絞込む) □提案を参考に、あらためて実施事業者の公募等を実施 □その他()	
横浜市から提供でき るメリット	①「四季めぐり号」との連携事業として、地域住民・運行事業者間の調整 を支援できます。	
	②「四季めぐり号」は、行政からの財政支援を得ずに運行継続している好例として近隣他都市からも注目されており、横浜市でも他地域に対してPR する予定ですが、その中で協力者としてご紹介することができます。	
	③地域交通の一つのあり方として注目されている取組みに対して、事業参 画できます。	
	④以下の媒体により、地域等に広く取組内容を紹介することにより、社会 貢献や市民活動への理解を伝えることができます。 ・横浜市道路局や旭区の HP 等への掲載 ・当地区住民向けに発行しているニュース(地域回覧)への掲載	
横浜市の予算措置の 可能性	無し	
その他の留意点	提案実現に向けた条件の整理等の協議は、主にコミュニティバス「四季めぐり号」運行委員会や運営事業者である(株)二重交通と行っていただく 予定です。	
提案のお申込み先	横浜市 政策局 共創推進課 横浜市中区港町 1 — 1 市庁舎 7 階 TEL 045-671-4397 FAX 045-664-3501 E-mail <u>ss-kyoso@city.yokohama.jp</u>	
内容についての お問い合せ先 (事業所管部署)	横浜市 旭区役所 区政推進課 横浜市旭区鶴ケ峰 1 — 4 — 12 TEL 045-954-6026 FAX 045-951-3401 E-mail <u>as-machirule@city.yokohama.jp</u>	
	横浜市 道路局 企画課交通計画担当 横浜市中区港町 1-1 横浜関内ビル 8F TEL 045-671-3800 FAX 045-651-6527 E-mail <u>do-koutsuu@city.yokohama.jp</u>	